

個人所得課税

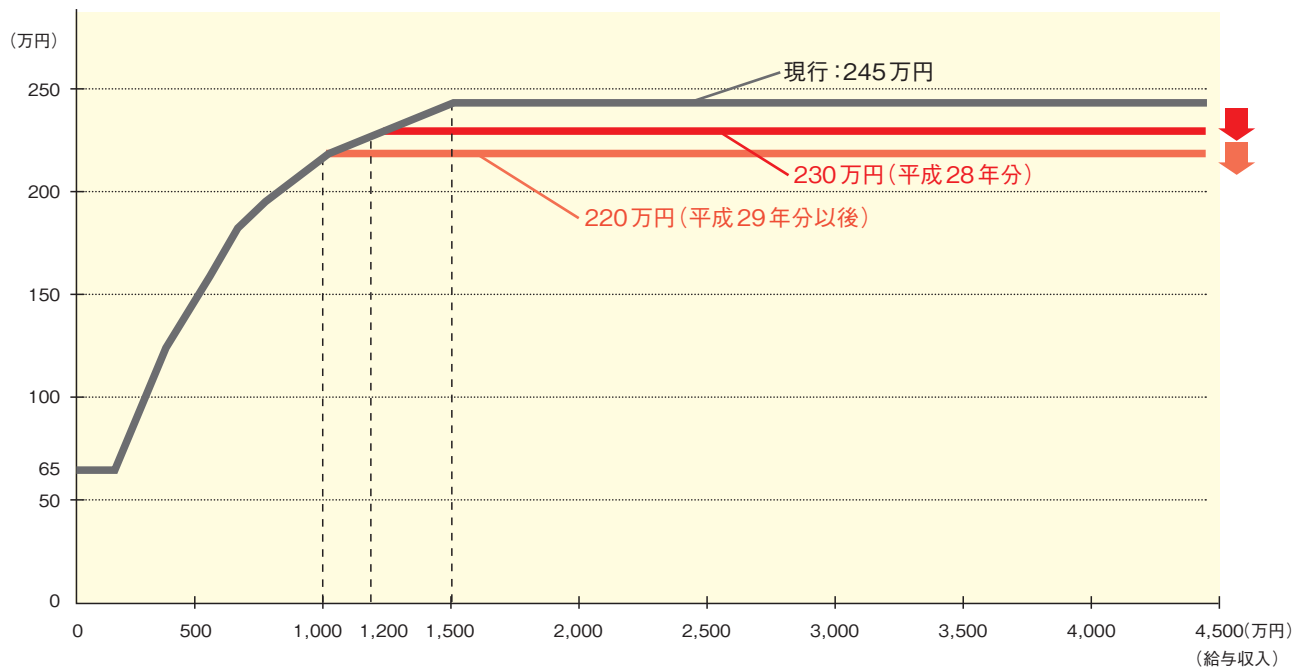


見直し

給与所得控除の見直し

- ◆ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費(勤務関係経費と考えられる支出額)に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要であることから、見直しを行います。
- ◆ 具体的には、給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げます。

(給与所得控除額)



NISAの利便性向上のための見直し

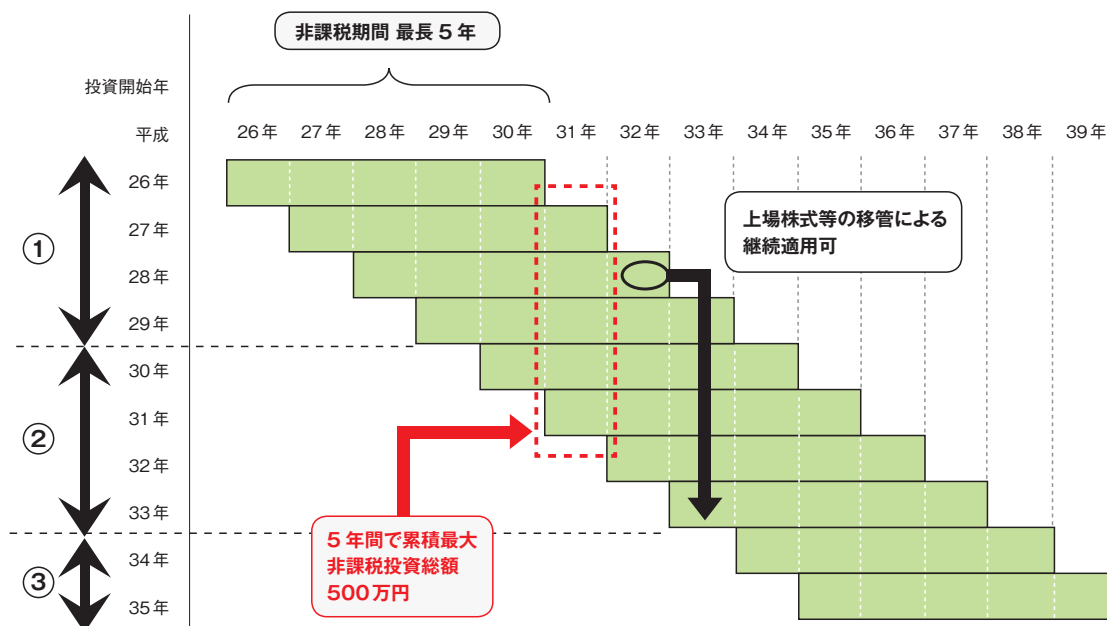
- ◆ NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)について、1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を可能とするとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を可能にします。

[平成27年1月1日から適用します。]

NISAの概要

- 1.非課税対象 : NISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 2.開設者(対象者) : 口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
- 3.非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限
- 4.非課税投資総額 : 最大500万円(100万円×5年間)
- 5.口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの10年間(毎年新たな口座開設は不要※1)
- 6.保有期間 : 最長5年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)

<NISAのイメージ>



<改正前>

- ①②③の各期間内では、
- (1) NISA口座開設金融機関の変更はできない。
 - (2) 一旦NISA口座を廃止した場合には口座の再開設はできない。

<改正後>

- (1) NISA口座開設金融機関の毎年の変更を可能にする。(※2)
- (2) NISA口座を廃止した場合でも、NISA口座の再開設を可能にする。(※3)

[平成27年1月1日から適用]

(※1) ①②③の期間ごとに金融機関を選択し、その期間内に金融機関を変更しない場合には、新たな手続は不要。

(※2) 金融機関の変更は、その変更しようとする年にNISA口座に上場株式等を受け入れていない場合にのみ可能。

(※3) NISA口座を廃止した年に既にNISA口座に上場株式等を受け入れていた場合は、NISA口座の再開設は翌年以降から可能。